(2) 別表 (1~4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

(洪水)

当町においては、大きな河川が存在しないため、洪水災害を想定していない。

(高潮)

当町の海岸は過去、台風や強い季節風による波浪によりたびたび災害を受けてきた。海岸保全施設の整備により、危険個所の改善が図られてきているが、未整備海岸や老朽化した施設が現在も存在している状態である。

(十砂災害)

当町は、領家帯に属し、広く花崗岩が分布する地域である。豪雨が発生すると風化を受けた 花崗岩類の崩壊及び土砂流出が発生しやすくなり、土砂災害の危険性が高まる。町内において は、土砂災害危険個所が 62 箇所、土砂災害(特別)警戒区域が 50 箇所に点在しており、豪雨及 び大きな地震の際には甚大な被害が懸念されている。

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内に南海トラフ巨大地震が発生する確率は70~80%程度と予測されており、南海トラフ巨大地震の発生に伴う、津波と揺れによる建物倒壊等により、当町では147人の死者579人の負傷者、3,929棟の建物被害が想定されている。この他には、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘~伊予灘~豊後水道で発生する芸予地震が想定されている。

(その他)

当町は、瀬戸内海特有の温暖で多照寡雨な気候であり、冬季にも積雪はほとんどない。普段からの降雨量が少ない気候と地形・地質の特性から、平成30年7月豪雨のような突発的な大雨には弱く、土砂災害を誘発する危険性が高い。この災害で、当町では幸いにも人的被害が無かったものの、家屋46件の被災をはじめ、道路に甚大な被害が発生し、総額293,000千円の損害を受けた。また、当町は海底送水管により広島県三原市からの分水による給水を行っていることから、分水地の上水施設が被災した際には、12日間の断水となった。

- ・上島町地域防災計画の(本編) https://www.town.kamijima.lg.jp/uploaded/life/13293_46177_misc.docx
- ・上島町防災ハザードマップ (弓削地区)

https://www.town.kamijima.lg.jp/uploaded/life/13293_39924_misc.pdf (生名地区)

https://www.town.kamijima.lg.jp/uploaded/life/13293_39925_misc.pdf(岩城地区)

https://www.town.kamijima.lg.jp/uploaded/life/13293_39926_misc.pdf (魚島地区)

https://www.town.kamijima.lg.jp/uploaded/life/13293_39927_misc.pdf

(2) 商工業者の状況(令和元年12月31日現在)

・商工業者数 317人・小規模事業者数 257人

【内訳:商工会調査】商工会基幹システムデータより

業種		商工業者数	小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
	建設業	5 3	4 2	
	製造業	6 7	4 7	
	卸売業	5	2	
商工	小売業	6 6	6 0	
業者	飲食店・宿泊業	2 3	1 9	
	サービス業	6 8	6 1	
	その他	3 5	2 6	
	合 計	3 1 7	2 5 7	

(3) これまでの取組

1) 上島町の取組

- ・「上島町地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期(年1回)に実施している。
- ・防災マップの整備、防災士養成講座の援助等、防災啓発活動に努めている。
- ・防災備品として、町内に水、食料、毛布、発電機等を備蓄している。

2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・防災備品として、会館に(スコップ・懐中電灯・水等)を備蓄している。
- ・上島町が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、BCP策定等に関する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - ▼スタートアップ型の簡易(A3版1枚程度)な事業者BCP策定 10社
 - ▼事業継続力強化計画認定 5社
 - ▼各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 10社

《対象共済·保険制度》

火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、 福祉共済、貯蓄共済、その他

- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や上島町等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年4月1日~令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り 事業継続を支援する。支援にあたっては、本会と上島町の役割分担、体制を整理し、連携し て以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策>

「上島町地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組 めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相 談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けが できるように備える。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。(令和2年完成予定)

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者 を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- 関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・上島町事業継続力強化支援協議会[仮称] (構成員:本会、上島町)を年1回開催し、状況 確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨)が発生したと仮定し、 当町との連携体制を確認する。

< 2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況;家屋被害、道路状況等を本会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、 職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

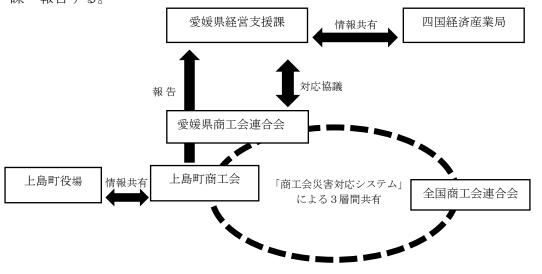
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、も		
	しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。		
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。		
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。		

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。 ・当計画により、本会と当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に3回共有する
1週間~2週間	1日に2回共有する
2週間~1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を 円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と当町は被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援 課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・当町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町等の施策)について、小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を 行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※	上記内容に変更が生じた場合は、	速やかに愛媛県へ報告する。
----------	-----------------	---------------

事業継続力強化支援事業の実施体制 (令和5年9月現在) (1) 実施体制 上島町商工会 上島町 事務局長 観光戦略課長 連携等 共同 確認 上島町商工会(本部) 上島町 上島町 総務課 損害保険 会社等 観光戦略課 危機管理室 法定経営指導員 連絡調整

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 岩城本所 淺野 友哉(連絡先は後述(3)①参照)
 - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)
 - ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会、関係市町連絡先
 - ①商工会

上島町商工会 岩城本所

〒794-2410 愛媛県越智郡上島町岩城 1388 番地

TEL: 0897-75-3074 / FAX: 0897-75-3272

E-mail: kamijima@kamijima.or.jp

上島町商工会 弓削生名支所

〒794-2410 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 65 番地 2

TEL: 0897-75-2135 / FAX: 0897-75-2477

E-mail: kamijima@kamijima.or.jp

②関係市町

上島町役場 観光戦略課

〒794-2506 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 1037 番地 2

TEL: 0897-77-2252 / FAX: 0897-77-2292

E-mail: shoko-kanko@town.kamijima.ehime.jp>

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	2 5 0	2 5 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0
• 専門家派遣費	100	1 0 0	1 5 0	1 5 0	150
• 協議会運営費	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
・セミナー開催費	7 0	7 0	7 0	7 0	7 0
・パンフ、チラシ作製費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、上島町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。